

## 事例6：ダム放流時のサイレンと地元住民の苦情

R川ダムの下流域は、都市部から近い割には自然が豊富に残されており、多くのレジャー客が訪れる行楽地である。特に春から夏にかけては、釣りはもとより川べりでの涼しいピクニックを楽しむ家族連れなども多い。そのためダムを管理するQ電力P発電所では、ダムの水を放流する際にはパトロール車でその旨放送するとともに、下流に設置した警報用のサイレンを鳴らし、川辺にいる人が巻き込まれることのないよう注意を喚起することになっている。

宅地化の波が押し寄せている昨今、「サイレンの音がうるさい」と流域の住民から苦情を寄せられることがなきにしもあらずだが、これまではダムの放流がそう頻繁ではなかったこともあり、「法律で決まっていることなので、ご理解ください」という説明で了解を得ていた。実際、河川法では「ダムを設置する者は、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、（中略）一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない」と定められている。またそれだけではなく、川辺に人がいることので多いR川では、こういった措置が必要不可欠であったといえよう。

ところが今年になってから、予測できない事態が次々と起こるようになった。台風の襲来が相次いで貯水量が激増し、放流を余儀なくされたかと思えば、その後は日照り続きで渇水が心配される、といったことが繰り返されたのである。降水量が多すぎると、1日に何度もダムの水を放流したり、真夜中に放流せざるを得なかったりといったケースが発生する。かといって近頃の不安定な天候では、予備放流（放流を余儀なくされる前に、放流し水位を下げておくこと）したとたんに雨が降らなくなるといった事態も起こりうるので、うかつなことはできない。

何度も不規則な放流を繰り返すうちに、下流地域の住民から苦情電話が頻繁にかかるようになった。それも夜間にサイレンを鳴らした直後にかかってきて、「サイレンの音がうるさくて眠れない」「子供が受験勉強中なのに、影響が出たらどうしてくれる」といった趣旨を訴えるものがほとんど。苦情を一手に引き受けなければならない当直員にとってはかなりのストレスの種である。当直主任のSさんが受けた苦情電話で、もっとも対応に困ったものが、養鶏場の持ち主からのものだった。曰く、「夜は人だけじゃなく、ニワトリだって寝てるんだぞ。それでなくてもニワトリは神経質な生き物なのに、しょっちゅうサイレンの音で起こされて、おびえて卵を産まなくなっちゃった。ざっと500万円の損害、弁償してくれないか」。こんなことがあってからは、Sさんまでが地元住民とは別の意味で夜中の放流を恐れるようになってしまった。

今夜も、天気予報とは裏腹に昨日から続いていた雨が降り止まず、危険水域を超えそうになったため、午前2時に放流することが決まった。それだけでもうSさんは、苦情電話のベルが鳴り響いているような錯覚に陥る。

「どうして俺が当直の日に限って・・・」

たまりかねたSさんは、思い切って当直長に進言してみた。

Sさん：「サイレンを鳴らす目的は、川辺にいる人を危険から守るためですよね。でも、こんな真夜中に釣りやハイキングに来ている人はいません。まして、昨日からずっと雨なんですから。それより地元住民のことを考えて、形式的なサイレンはやめるべきじゃないでしょうか」

こんな提案をしても一蹴されてしまうだろうと思っていたら、意外なことに、当直長も同意を示した。

当直長：「それは私も気になっていたんだ。できることなら、地元住民の反感は買わないほうがいいに決まっている。だが法律で決まっていることなんだし、サイレンを鳴らさずに放流して、万が一付近に人がいたら・・・」

放流の時間は刻々と迫っている。どう決断すべきか、二人して考え込んでしまった。